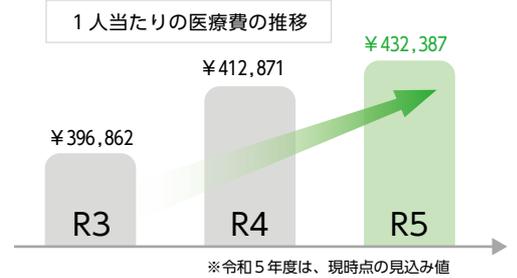


国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

近年、国民健康保険は加入者の減少に伴う国民健康保険税（国保税）収入の減少や高齢化の進行、医療の高度化などによる被保険者1人当たりの医療費の増加により、厳しい財政状況が続いています。

このような中、国民健康保険事業運営の経費を確保し、今後の税負担の急激な増加を避けるため、本年度の国保税率を改定しました。また、国の税制改正により、課税限度額や軽減基準を改定しました。



令和5年度の国民健康保険税

※ カッコ内の金額は前年度との差額

| | 医療分 国民健康保険加入者の 医療費などに充てられるもの | 支援金分 後期高齢者医療制度に対する 支援金に充てられるもの | 介護分 介護保険制度に対する 納付金に充てられるもの | 合計 |
|-----------------|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|----------------------|
| 所得割 | 7.90% | 2.70% | 2.50% | 13.10% (改定なし) |
| 均等割 (1人当たり) | 22,700円 (+1,300円) | 8,300円 (+400円) | 7,200円 (+800円) | 38,200円 (+2,500円) |
| 平均割 (1世帯当たり) | 21,400円 (△400円) | 6,000円 (+200円) | 6,200円 (△100円) | 33,600円 (△300円) |

国保税の課税限度額を改定

国保税の負担の上限となる課税限度額のうち、後期高齢者支援金等課税額を引き上げました。

| | 医療分 | 支援金分 | 介護分 | 合計 |
|-----|------|------|------|-------|
| 改定前 | 65万円 | 20万円 | 17万円 | 102万円 |
| 改定後 | 65万円 | 22万円 | 17万円 | 104万円 |

国保税と後期高齢者医療保険料の軽減判定所得基準を改定

| 軽減割合 | 世帯の所得金額の合計(基礎控除前) | |
|------|--|--|
| | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 5割 | 43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者等の数-1) +28.5万円×被保険者数 | 43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者等の数-1) +29万円×被保険者数 |
| 2割 | 43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者等の数-1) +52万円×被保険者数 | 43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者等の数-1) +53.5万円×被保険者数 |

POINT

世帯主と加入者の前年の総所得金額などの合計額が一定額以下の場合、国保税では、均等割額と平等割額から、後期高齢者医療保険料では、均等割額から該当する割合が軽減されます。

医療費節約と適正受診にご協力ください

医療機関を受診する際、ちょっとしたことに気を付ければ誰でも医療費の節約ができます。日頃から健康づくりや医療機関の適正受診に努め、医療費の適正化にご協力ください。

- 重複受診をやめましょう。
- 時間が外受診をやめましょう。
- 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- ジェネリック医薬品に切り替えてみましょう。